

# 令和3年度子育て世帯への臨時特別給付 「支援給付金」申請要件フローチャート

【参考】

本フローチャートは、申請をする際にご参考にしていただくために、作成したものです。  
**例外等もございますので、ご不明な点がございましたら、下記担当までお問い合わせ下さい。**  
なお、申請後に、離婚等の証明書類、住民登録有無、現養育者の令和3年度所得が所得制限未  
満かどうか等を審査した上で、支給・不支給決定を行います。  
**「申請」＝「給付」ではございませんので、ご注意ください！**

